

【新設】（同一の用途の判定）

43の3-1 措置法令第28条の3各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

(1) 建物（その附属設備を含む。以下同じ。）にあつては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分

(2) 構築物にあつては、鉄道業用又は軌道業用、その他の鉄道用又は軌道用、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分

(3) 機械及び装置にあつては、耐用年数通達付表10《機械及び装置の耐用年数表（旧別表第2）》に掲げる設備の種類区分

(注) 措置法令第28条の3第1号に規定する被災建物（以下「被災建物」という。）又は当該被災建物に代わるものとして取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下同じ。）をした建物（以下「被災代替建物」という。）が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、法人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

【解説】

1 本制度は、法人が、特定非常災害発生日の翌日以後5年を経過する日までの間に、特定非常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。以下同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わる一定のものの取得等をして事業の用に供した場合に適用を受けられるというものである（措法43の3①）。

この一定のものについては、その資産の種類ごとに、それぞれ特定非常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなったものの「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものとされている（措令28の3）が、この「同一の用途」に供されるものかどうかを具体的にどのように判定すればよいか、疑義が生じるところである。

2 ここで、この「用途」につき、建物及び構築物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月大蔵省令第15号）別表第一《機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表》において、また、機械及び装置については、同令別表第二《機械及び装置の耐用年数表》において、具体的な用途がそれぞれ細かく定められている。上記の「同一の用途」の判定については、これらに定められている用途の区分に基づき、建物及び構築物については同令別表第一に定める区分により、また、機械及び装置については同令別表第

二に定める区分により行うこととし、具体的な判定方法を本通達の(1)から(3)で定めている。

- 3 具体的には、まず、構築物については、この基本的な考え方に基づき、おおむね別表第一に定めている区分により判定することを(2)において明らかにしている。

また、機械及び装置については、(3)において、同令別表第二《機械及び装置の耐用年数表》ではなく、おおむね耐用年数通達付表十《機械及び装置の耐用年数表（旧別表第二）》に掲げる設備の種類区分（390区分）により判定する旨を定めているが、これは、平成20年度税制改正により従前の同令別表第二《機械及び装置の耐用年数表》の資産区分が390区分から55区分に大括り化されたところ、上記の「同一の用途」を厳格に判定するためには、同年度税制改正前の390の区分によるのが合理的かつ制度上の要請でもあったと考えられたことによる。

- 4 ところで、建物についても、上記の構築物並びに機械及び装置と同様、上記の基本的な考え方に基づき、同令別表第一で定める細かな用途の区分に基づき厳格に判定すべきとの考えもあるところである。しかしながら、被災した建物にあっては、再開発計画や復興計画等により、被災前の用途とは別の用途で再建されることも通常見受けられる中、同令別表第一で定める細分化された区分を基に厳格に「同一の用途」の判定を行った結果、「同一の用途」に供されていないとして本制度の適用が受けられないということでは、被災事業者の早期復興に資するためという本制度の趣旨にも反することとなる。そこで、建物については、同令別表第一で定める用途の区分によることなく、より大まかな5つの基本的な用途の区分により判定を行うことを、本通達の(1)において明らかにしている。

- 5 ここで、措置法令第28条の3第1号に規定する被災建物（以下「被災建物」という。）又は当該被災建物に代わるものとして取得等をした建物（以下「被災代替建物」という。）が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、上記の建物の用途判定の特殊性を踏まえつつ、法人の事務処理上の簡便性を考慮し、法人が主たる用途により建物全体を一の用途により判定しているときは、これを認めて差し支えないこととしている。

また、被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、建物の用途判定の特殊性を踏まえつつ、法人の事務処理上の簡便性を考慮し、主たる用途により建物全体を一の用途により判定することを認めることとしている。

本通達の注書きでは、これらのことを明らかにしている。

- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の18-1）を定めている。